

「臨時災害放送局」の開設・運用の手引き

《災害への備え ～住民への情報伝達の多重化に向けて～》

2022年7月
総務省四国総合通信局

< ポイント >

- ① 臨時災害放送局とは、災害時に市町村等が開設することのできる、臨時の放送局(FMラジオ)です。これは、家庭の簡易なラジオで聞くことができるため、FMラジオ放送は、住民への情報伝達に最も有効な手段の一つです。 (P.4 参照)
- ② 放送局の開設には免許手続きが必要です。市町村等として開設の意思決定を行った上で、必要な免許申請を行ってください。 (P.5 参照)
- ③ 非常災害時における免許手続は、一先ず口頭(電話)で可能です。四国総合通信局放送課(下記)までご相談ください。 (P.6 参照)
- ④ 災害時に円滑に開設するためには、平時から、災害時の情報伝達手段の一つとして想定しておくことや放送設備(機材等)の設置場所の検討、放送事業者等との協力体制の確保・確認をしておくことが有効です。 (P.7・8:設備面、P.10:体制面 参照)
- ⑤ 平時に送信場所の検討のための電波の調査や、防災訓練等において開設訓練を行うことも可能です。いずれも四国総合通信局までご相談ください。 (P.9 参照)

◆ 相談窓口：

四国総合通信局 放送課

TEL：089-936-5037

メール：shikoku-housou@ml.soumu.go.jp

* 庁舎被災等により四国総合通信局が対応できない場合

総務省(本省)情報流通行政局 地上放送課

TEL 03-5253-5793

手引きの内容

1. 臨時災害放送局とは	4
(1) 制度について	4
(2) 開設の方法(「新規開設型」・「コミュニティ放送局の設備等を利用する場合」)	4
(3) 開設の手順	5
(4) 免許手続	6
2. 開設に必要なこと【ハード面(放送設備等)】	7
(1) 放送設備の確保	7
(2) 総合通信局による放送設備の無償貸与	8
(3) 送信所・スタジオの設置場所検討	9
(4) 電波伝搬調査(エリア調査)	9
3. 開設に必要なこと【ソフト面(運用体制、費用等)】	10
運用体制		
情報の収集・集約体制、無線従事者の配置、地元放送事業者との連携、協力 等		
4. 開設に向けた事前準備	11
(1) 事前に確認すべき事項	11
(2) 事前とりきめ、協定締結	12
5. これまでの開設事例(平成28年以降)	13
6. Q&A(よくあるご質問)	14

1. 「臨時災害放送局」とは

(1) 制度について

- 臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局です。
- 東日本大震災の際には多くの臨時災害放送局が開設され、被災地の住民へのきめ細かい情報伝達手段として活用されました。平成28年の熊本地震や平成29年九州北部豪雨、平成30年豪雨の際もそれぞれ開設されています。

(2) 開設の方法

大きく分けて2つの類型があります。

<放送設備等を確保して、新規に開設する場合>

- ・当該地域(市町村)にコミュニティ放送局がない場合、又は、あっても協力が得られない場合は、市町村が自ら放送設備等を確保して、放送局を開設します。
- ・放送設備を確保し、送信場所等を選定します。
- ・その上で、使用可能な周波数の割り当てを受けます。(総合通信局に相談してください。)

<臨時災害放送局の概要>

免許主体	被災地の地方公共団体等 (災害対策放送を行うのに適した団体)
周波数	FM放送の周波数(76.1MHz~94.9MHzのうち割当可能な周波数)
空中線電力	必要な範囲 (参考:コミュニティ放送局は20Wまで)
放送対象地域	災害対策に必要な地域の範囲内
免許の期間	被災地における災害対策が進展し、被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間
免許の方法	電話等により口頭で申請し、免許を受けることが可能 (臨機の措置) ⇒ 後日、正式に申請書類を提出することが必要
放送内容	被災地における被災者支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のもの

<既存のコミュニティ放送局の設備等を利用する場合>

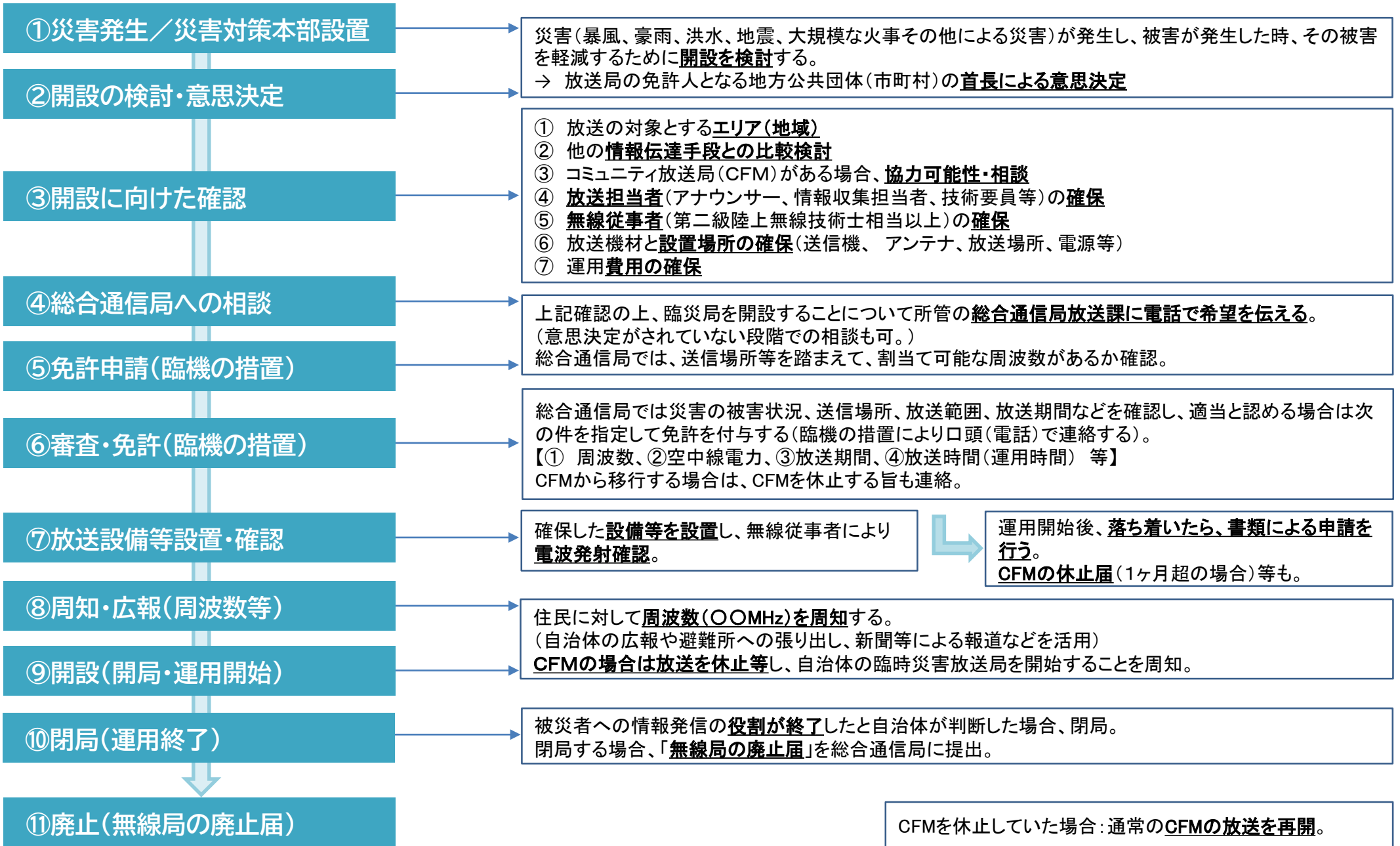
- ・当該地域(市町村)にコミュニティ放送局がある場合、その放送設備等を利用して、市町村が新たに放送局の免許を取得して、臨時災害放送局を開設します。
- ・周波数も、コミュニティ放送局のものを使用します。
- ・臨時災害放送の放送中は、コミュニティ放送局の運用(放送)はいったん休止します。
- ・運用方法についてあらかじめ市町村とコミュニティ放送事業者の間で協議を行います。(期間で区切る/時間帯で分ける 等)

1. 「臨時災害放送局」とは

(3) 開設の手順

<<項目>>

<<アクション>>



(4) 免許手続

- 臨時災害放送局を開設するためには、電波法に基づく申請手続を行い、放送局の免許を受ける必要があります。
- 四国総合通信局に連絡し、以下の申請事項を伝えると、審査を経て周波数・電力等を指定して免許が付与されます。
- 災害時には「臨機の措置」として、電話等の方法で申請し、迅速に免許を受けることが可能です。
(災害対応が落ち着いた段階で、書面による申請が必要となります。)

<申請事項(審査事項)>

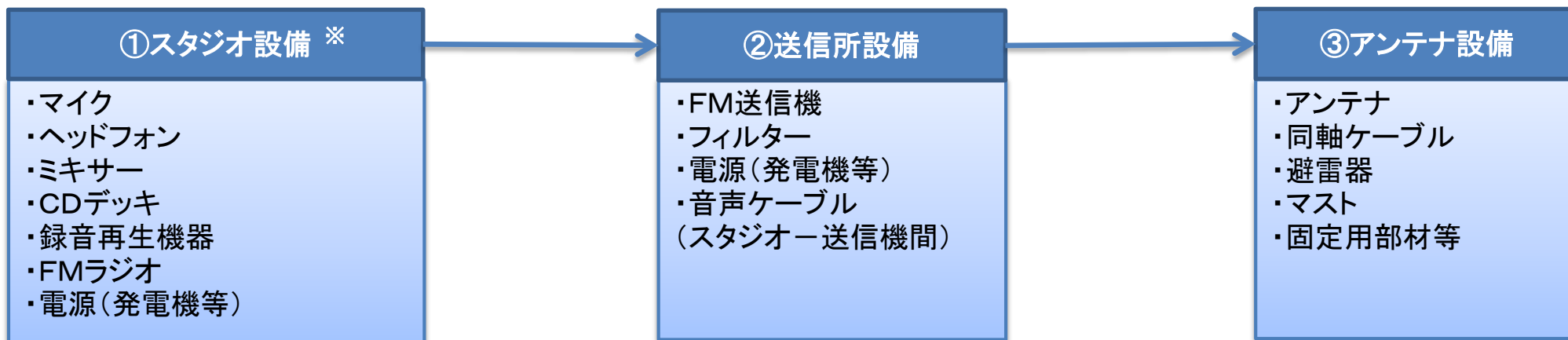
①申請者名	地方公共団体等
②送信所の設置場所 (空中線(アンテナ)設置場所) スタジオ(演奏所)の設置場所	例: 市役所/町役場等の屋上等(海拔高、緯度経度) 例: 市役所/町役場等の事務室等
③想定する放送エリア	被災エリア、防災行政無線が届きにくいエリア等を含め、カバーしたいエリア (→災害対策に必要な地域の範囲内)
④希望する周波数	76.1MHzから94.9MHzまでの100kHz間隔の1波 ※
⑤希望する空中線電力	エリア確保に必要な範囲 ※
⑥想定する運用期間	発災、開設申請の時点で想定される期間(1ヶ月、半年等)
⑦使用する臨時災害放送局用設備	四国総合通信局等が保有する臨時災害放送局用設備(アンテナ、送信機等一式)の貸与希望の有無 貸与を希望しない場合、使用する設備(自治体保有又は外部からの借り受け等)の諸元
⑧無線従事者の配置状況	資格及び員数(従事者の確保が困難な場合には、総合通信局まで相談してください)
⑨連絡担当者(氏名・連絡先)	地方公共団体内で総合通信局とのやりとりを行う責任者(一元化が望ましい)
⑩その他要望事項	

※ 周波数や空中線電力は、申請をいただいてから四国総合通信局で詳細な検討を行い、指定します。
災害発生等に備え、あらかじめ相談をいただいくことで、審査にかかる時間を短縮でき、早期に運用開始することが可能となる場合があります。

(1) 放送設備の確保

<ア 必要な設備の概要>

- 放送を行うためには、主に①スタジオ設備、②送信所設備、③アンテナ設備が必要となります。
- 既存のコミュニティ放送局を移行させる形の場合は、これらの設備をコミュニティ放送局から借り受けて、運用します。



※ スタジオと送信所・アンテナが離れている場合は、伝送機器(有線・無線)も必要となります。

<イ 設備確保の方法>

- 放送設備の確保方法
 - ① 既存コミュニティ放送の設備等を使用する
 - ② 総合通信局から借り受ける(無償)
 - ③ 放送機器メーカー、放送局等から借受ける(有償/無償)
 - JCBA(日本コミュニティ放送協会)、NPO法人日本地域放送支援機構など
 - ④ 自治体において購入・保有している機器を使用

*臨時災害放送局には、通常の超短波放送(FM)用設備が利用可能であり、国内外でいくつかのメーカーが製造しています。ただし、通常受注生産である場合が多く、入手までに時間を要することが多いため、計画的に確保することや、他者から借り受けることなど事前の検討が必要です。



(2) 総合通信局による放送設備の無償貸与

- 全国の11の総合通信局等では、臨時災害放送局用の設備一式を保有しており、地方公共団体等は無償で貸し出しています。
- 四国総合通信局では、避難場所等で利用可能なポータブルラジオも同時に貸し出すこともできます。

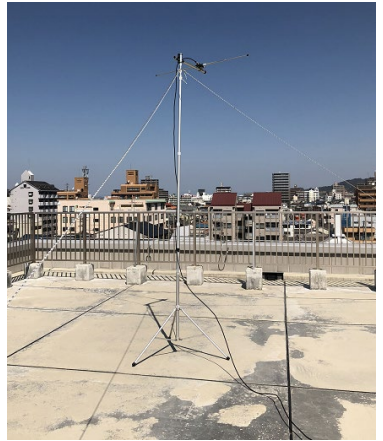


借受申請書提出

貸付承認通知書交付

借受書受領

【非常災害時の臨機の措置】
 災害発生時等緊急の場合は、『貸出申請』※の手続きを電話等で行うことが可能です。
 (後刻、文書による申請をお願いします。)



発射可能な周波数等	200KF3E , 200KF8E 76.1MHz～94.9MHz(100kHz 間隔)
電力	10W～100W(無段階で設定可能)
機器の形態	可搬型2分割 ・送信部 (幅505mm 高さ302mm、奥行655mm、重量29.2kg) ・音声部 (幅505mm 高さ302mm、奥行655mm、重量28.7kg)
アンテナ、付属品等	アンテナ1式(ダイポールアンテナ、伸縮マスト(1.3m～6m)等)、マイクロフォン、ヘッドフォン、電源ケーブル(ドラム30m)等
その他 貸し出し可能な機材	FM/AMポータブルラジオ(乾電池・AC 電源対応、手回し発電・USB 充電対応)各40 台

(3) 送信所・スタジオの設置場所検討

- 送信場所(アンテナの設置場所)は、周囲に障害のない場所を確保すると、遠方まで電波が届きやすくなります。
- これまでの開設例で多いのは、市役所等の建物の屋上に送信場所を、当該建物内の事務室等にスタジオ(演奏所)を設置する形です。
- 送信場所を検討される場合、アンテナの立地等により、電波の干渉を起こすおそれもあるので、なるべく早く総合通信局にご相談ください。

設置例 市役所等の屋上に
アンテナ設置する場合



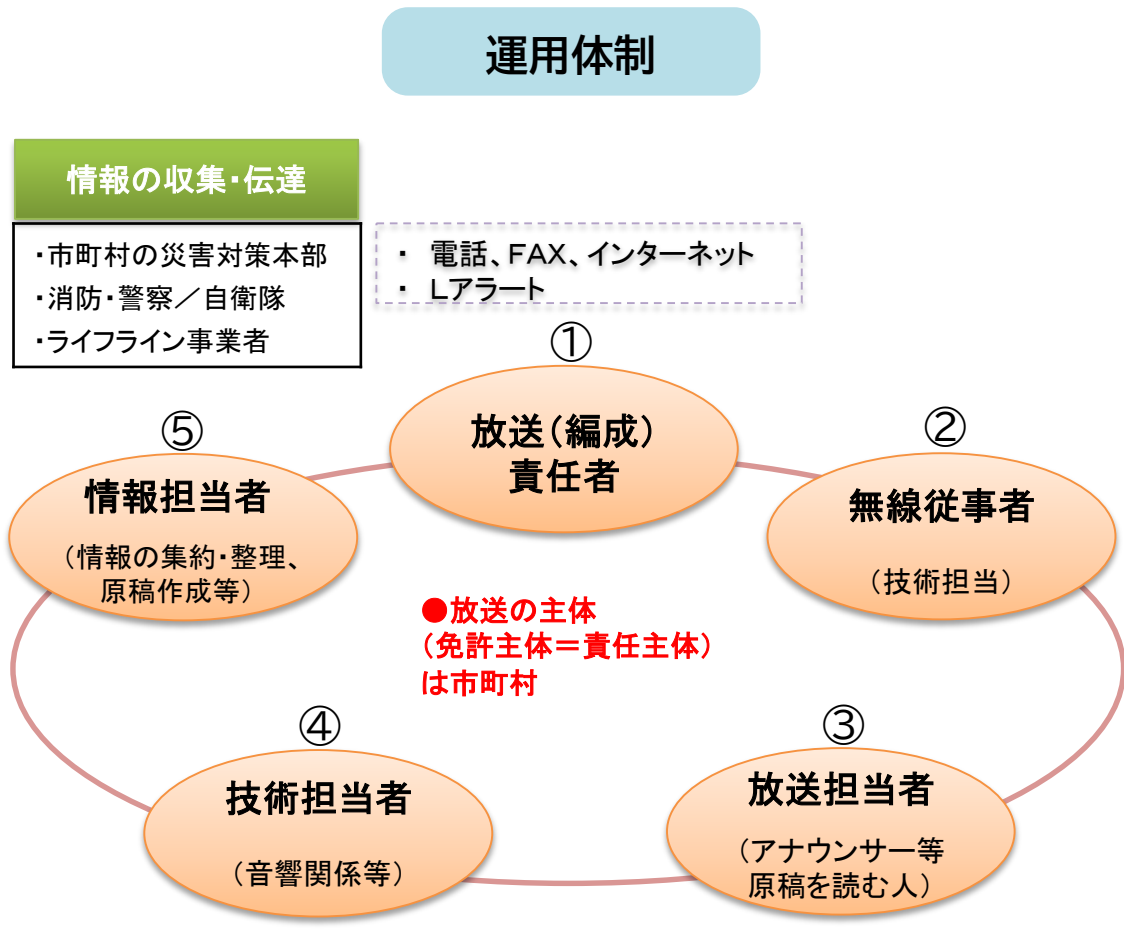
アンテナをステーロープで120度の角度で手すりに結び付ける、重しをつける等により、3か所に固定(風などで倒れることのないよう3方向からのテンションは均一にかける)



(4) 電波伝搬調査(エリア調査)

- 想定する送信場所を決定し、それを前提としたエリアシミュレーションや電波伝搬調査(エリア調査)を実施することにより、当該市町村内のどの程度の範囲で臨時災害放送局の放送を聴取することが可能か、確認することができます。
- 机上でのシミュレーションに加え、総合通信局保有の臨時災害放送局用設備を活用して、実験的に電波を発射し、受信状況調査を実施することができます。特に、避難所等に指定されている場所で受信できるか確認することが必要です。
- 四国総合通信局職員が支援しますので、ご相談ください。

- 臨時災害放送局を運用する「体制」(要員)として必要となるのは「放送担当」「技術担当」「情報担当」及び総括責任者です。自治体職員のみで運用することは困難な場合があり、これまでの開設例では技能・経験を有する外部の者の協力を得て運用されています。
- 放送局の免許を受けた市町村は、電波法・放送法等関係法令上の責任を負う立場にあるため、外部に運営を委託する場合でも、放送の実施状況、内容などを把握し、適切に放送局を運営・管理することが必要です。災害時の放送番組の編集方針(情報の取扱い等)について、委託先とあらかじめ協議しておくことが必要です。
- 運営経費は、基本的には免許主体である市町村が負担すべきものですが、コミュニティ放送事業者等外部に運営を委託する場合、どのような費用負担とするかは両者の関係によって異なります。関係者であらかじめ協議しておくことが必要です。
- 放送局の運用に必要な「無線従事者」については上位の資格が必要ですが、自治体職員の中で確保することは困難であることが多いため、放送事業者・CATV事業者等の事業者に、平時からあらかじめ確認・依頼をしておくことが重要です。



- ① 放送(編成)責任者**
放送局の免許主体は当該自治体であり、放送全般について責任を負う。自治体の担当部署の役職者等を責任者として決定しておくことが必要。総合通信局との免許申請などの対応窓口も必要。
- ② 無線従事者(技術担当)**
無線局(放送局)の運用のために必要不可欠な技術担当者が必要。第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級総合無線通信士の有資格者であることが必要(防災行政無線等に必要資格より上位のもの)。
- ③ 放送担当者**
自治体の広報担当者、放送局等のアナウンサー経験者等アナウンス技術のある方が望ましい。研修等により技術の習得も可能である。被災生活が長期化した場合や、早朝・深夜の対応、定型のお知らせ等には、一部CFMが導入している自動読み上げ装置(ソフト)も有効。
- ④ 技術担当者**
ミキサーによる音声の管理、CDの入れ替え、放送素材の送出(録音音源・音声素材等)の管理などを行いながら、放送機材全般の保全及びメンテナンスを担当する者が必要。
- ⑤ 情報担当者**
災害情報(自治体内及び外部からの)を収集・整理し、放送用原稿を作成する。情報の正確性の観点から自治体職員が担当することが望ましい。Lアラート等を活用し、最新の災害情報を収集し、発信する必要がある。

4. 開設に向けた事前準備

(1) 事前に確認すべき事項

- 災害時に円滑に臨時災害放送局を開設するためには、平時から地域の関係者とともに、放送設備(機材等)や協力体制の確保・確認、訓練等を行っておくことが有効です。

① 臨時災害放送局開設の意思決定

- ・災害が発生した場合に臨時災害放送局を開設する判断基準・方針（被災状況・エリア、他の情報伝達手段との関係）
- ・開設・運営する場合の全体責任者、連絡網等

② 放送設備(送信機、送信場所)

- ・送信機等の設備の確保方法(総合通信局から借受け/メーカー等から借受け)
- ・アンテナ、送信機等の設置場所の検討・決定
- ・停電時でも放送継続可能なように電源供給手段の確認(非常用発電機、UPS等)
- ・立ち上げまでの手順確認、機器設営・操作等の習熟訓練

③ 運用体制

- ・地元放送事業者、市民ボランティア等の協力体制(役割分担、費用負担等の確認(協定等を締結しておくことで明確化))
- ・コミュニティ放送があり、臨時災害放送局運営の協力を得る場合の具体的方法(休止か時間割か)
- ・「技術担当」「放送担当」「情報担当」の確保。「技術担当」のうち特に「無線従事者」の確保
- ・研修や訓練の実施

④ 情報集約・整理体制

- ・災害情報の入手・整理方法(Lアラート、県域放送事業者等との連携等)
- ・情報責任者(放送番組編成の責任者)の決定

⑤ 住民への情報伝達・エリアの確認

- ・放送エリアの確認(特に市内の避難所等における受信状況、被災想定)、カバーできない場合の代替手段検討等
- ・総合通信局への相談(周波数の事前検討(ただし確定はできない)、送信場所・出力等)

4. 開設に向けた事前準備

(2)事前とりきめ、協定締結

○ 協力体制(設備・人員)の確保や費用負担等について、自治体と協力事業者との間で、協定や覚書により明確にしておくことも有効です。

<例1:コミュニティ放送局との協力の場合>

大規模災害時における放送に関する協定書

〇〇市(以下「甲」という。)と〇〇(コミュニティ放送局)(以下「乙」という。)は、大規模災害時に、甲が開設する臨時災害放送局への協力等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害時に甲が開設する臨時災害放送局への協力内容等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 (略) (「大規模災害」「臨時災害放送局」)

(臨時災害放送局の運営)

第3条 大規模災害時に、甲が臨時災害放送局の開設が必要と判断し、当該放送免許を得た場合は、甲は乙に対して臨時災害放送局の運営・維持管理を業務委託するものとする。

2 乙は、甲からの委託を受けた場合、臨時災害放送局の運営に携わる者を文書にて提出し、甲の承認を受けるものとする。

(費用の負担)

第4条 甲が臨時災害放送局を開設した場合、その開設期間中の運営に要した費用については、原則として甲が負担するものとし、乙は、甲に対してその費用を請求できるものとする。ただし、臨時災害放送局開設の日から起算して〇〇日間の運営に要した乙の人件費は乙が負担するものとする。

2 放送設備の調達及びその保守に要した費用については、前項の規定にかかわらず、乙は甲に対してその費用を請求できるものとする。

(略)

〇〇年〇月〇日

甲	〇〇市		
	代表者	〇〇市長	〇〇 〇〇
乙	株式会社〇〇〇〇〇		
	代表取締役社長		〇〇 〇〇

<例2:コミュニティ放送局以外の場合>

大規模災害時における臨時災害放送局開設・運用の支援に関する協定書

〇〇市(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、大規模災害時に、甲が開設する臨時災害放送局の開設運用の支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害時に甲が開設する臨時災害放送局への協力内容等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 (略) (「大規模災害」「臨時災害放送局」)

(臨時災害放送局の運営)

第3条 大規模災害時に、甲が臨時災害放送局の開設が必要と判断し、当該放送免許を得た場合は、乙に対して臨時災害放送局の運営についての協力を文書で要請するものとする。ただし、

2 甲から臨時災害放送局の運営についての協力要請があった場合、乙は特段の理由がない限り、その運営に協力するものとする。

3 乙は、甲からの協力要請を承諾した場合、臨時災害放送局の運営に携わる者を文書にて提出し、甲の承認を受けるものとする。

4 乙が、協力する内容は、〇〇、〇〇及び〇〇とする。

(費用の負担)

第4条 甲が臨時災害放送局を開設した場合、その開設期間中の運営に要した費用については、原則として甲が負担するものとし、乙は、その費用の算出根拠に基づき甲と協議の上、甲に対してその費用を請求できるものとする。

(略)

〇〇年〇月〇日

甲	〇〇市		
	代表者	〇〇市長	〇〇 〇〇
乙	株式会社〇〇〇〇〇		
	代表取締役社長		〇〇 〇〇

5. これまでの開設事例(平成28年以降)

	市町村	運用期間	放送設備・送信場所	体制(放送、無線従事者等)
平成28年 熊本地震	熊本県 熊本市	H28.4.18-4.30	熊本シティエフエム(コミュニティ放送)が放送休止し、同社の送信所等の設備を使用	熊本シティエフエムのスタッフ(放送、無線従事者)
	同 甲佐町	H28.4.23-7.31	九州総合通信局保有の送信機等(貸与) (送信所・演奏所:甲佐町役場)	町職員(放送、無線従事者)
	同 御船町	H28.4.25-H29.3.31	信越総合通信局保有の送信機等(貸与) ※故障後は、北海道総合通信局の送信機等と交換 (送信所・演奏所:御船町役場)	町職員(放送)、ボランティア(無線従事者)
	同 益城町	H28.4.27-H31.3.31	NHKアイテック(現NHKテクノロジーズ)保有の送信機等(貸与) (送信所・演奏所:益城町保健福祉センター)	町職員、ボランティア(放送)、ボランティア(無線従事者)
平成29年7月 九州北部豪雨	福岡県 朝倉市	H29.7.21-H30.12.28	九州総合通信局、道路交通情報通信システムセンター保有の送信機等(貸与) (送信所・演奏所:朝倉市杷木地域生涯学習センター)	市職員(放送)、ボランティア(無線従事者)
平成29年 台風21号	栃木県 小山市	H29.10.23-10.24	予備免許中のテレビ小山放送(コミュニティ放送)の設備を使用	市職員、テレビ小山放送のスタッフ
平成30年7月 豪雨	広島県 熊野町	H30.7.14-H30.9.28	中国総合通信局保有の送信機等(貸与) (送信所・演奏所:町役場)	町職員、中国コミュニケーションネットワーク(CFM)、FMはつかいち(CFM)が支援
	同 坂町	H30.7.20-H30.10.31	信越総合通信局及び九州総合通信局所有の送信機等(貸与) (送信所・演奏所:町役場及び小屋浦ふれあいセンター)	町職員、中国コミュニケーションネットワーク(CFM)、FMはつかいち(CFM)、NHKアイテック(現NHKテクノロジーズ)が支援
平成30年 北海道胆振 東部地震	厚真町	H30.9.20-	北海道総合通信局保有の送信機等(貸与) JCBA北海道所有のミキサー等 (送信所・演奏所:町役場)	町職員、JCBA北海道地方協議会(道内コミュニティ放送局)
	むかわ町	H30.9.18-H30.10.2	信越総合通信局保有の送信機等(貸与) (送信所・演奏所:町役場)	町職員、ボランティア、室蘭まちづくり放送(CFM) 女川臨時災害放送局 運営経験者(一般社団法人女川エフエム)
令和元年 台風第19号等	東京都 狛江市	R1.10.12-10.13	予備免許中の狛江ラジオ放送(コミュニティ放送)の設備を使用	市職員、狛江ラジオ放送のスタッフ
	茨城県 大子町	R1.10.13-10.19	FMだいが(コミュニティ放送)が浸水被害で停波中に開設 水戸コミュニティ放送の機器(貸与) (送信所・演奏所:大子町役場敷地内)	町職員、FMだいがのスタッフ
	長野県 長野市	R1.11.25-R2.4.1	信越総合通信局保有の送信機等(貸与) (送信所・演奏所:市役所)	市職員、NHKテクノロジーズ

Q1 臨時災害放送局とはどのようなものですか？

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、被災地の地方公共団体等(災害対策放送を行うのに適した団体)が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局のことです。

なお、災害対策放送を行うのに適した団体の例として「NPO法人」「社会福祉協議会」等があります。

Q2 臨時災害放送局はいつから開設できるのですか。

被害発生後に開設することが基本となりますが、被害発生前であっても、数日以内に被害が発生する蓋然性があるような場合(例えば、警報が発令された場合や住民の避難を要する場合)等には、事前に開設することができます。

ただし、臨時災害放送局として使用できる周波数は限られているため、真に臨時災害放送局を必要とする地方公共団体等に支障が出ないよう、被害発生前の開設は極めて限定的に認めており、また被害が発生しなかった場合には速やかに廃止をしていただきます。

Q3 臨時災害放送局はいつまで継続できるのですか。

臨時災害放送局の開設期間は、基本的には「被災地における災害対策が進展し、被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間」としています。このため、地方公共団体等が、応急仮設住宅の解消状況、被災者への情報伝達手段の確保状況等を勘案し、開設期間を判断していただきます。臨時災害放送局の廃止の手続きは、免許を受けた地方公共団体等が行います。

Q4 発災後に相当の期間が経過している場合でも、臨時災害放送局を申請できますか。

臨時災害放送局を開設する必要がある場合には、可能です。例えば、仮設住宅に相当数の避難世帯が生活している場合に、その避難世帯へのきめ細かな情報提供として臨時災害放送局による広報(伝達手段の確保)等が考えられます。

Q5 臨時災害放送局を開設する場合は、どのような手続きが必要ですか。

臨時災害放送局の開設を希望する場合は、総合通信局等までご連絡ください(既に放送設備等(送信機、アンテナ、マイク等)が調達できている場合は、使用できる周波数、空中線電力(送信出力)の範囲やアンテナの種別、アンテナや送信機等の設置場所、無線従事者の配置状況等を先ずは電話で連絡してください。)。総合通信局等では、連絡のあった情報を元に臨時災害放送局の開設の可否を判断し、開設可能な場合は、周波数、空中線電力、呼出名称(識別信号)等を電話でご連絡しますので、連絡内容に基づいて、放送設備等を設置・調整し、臨時災害放送局を開設してください。

なお、開設した臨時災害放送局については、後日、書面による申請手続を行ってください。

Q6 周波数の割当ては可能ですか。

総合通信局等では割当てが可能な周波数を平時から検討していますが、平時においては臨時災害放送局の送信諸元や置局条件が確定していないことから、開設を希望する地域の周辺で、既存の県域FM放送局やコミュニティ放送局、さらには先行する臨時災害放送局が運用されて周波数が逼迫している場合など、周波数の割当てに時間を要する場合や割当てができない場合があります。

このようなときは、地元又は周辺の既存の放送局の協力を得て、被災者等への適切な情報を提供する方法を考えていただきます。

Q7 免許申請手数料、検査手数料はかかりますか？ 電波利用料はかかりますか？

地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するための臨時災害放送局と認められる場合、電波法第103条第2項の規定により手数料等は免除されます。電波利用料については、電波法第103条の2第14項の規定により適用除外となります。

Q8 他の地方公共団体等と共同で臨時災害放送局を開設して運用することはできますか。

複数の地方公共団体が共同で開設することは可能ですが、それぞれの被災者等に対して適切な情報提供を行うことができるよう運営できる体制等の調整が必要です。

Q9 あらかじめ機材を準備しておくことは可能ですか。

迅速に開設できるよう事前準備しておくことは望ましいことです。ただし、免許を受けずに電波を発射することのないよう適切に管理してください。

Q10 既存のコミュニティ放送局とその設備を使用する臨時災害放送局を開設、運用することはできますか。

開設は可能ですが、既存のコミュニティ放送局と臨時災害放送局の運用については、それぞれが放送する時間、役割、責任、管理などを明確に区分して行ってください。

コミュニティ放送局とは異なり、臨時災害放送局の場合は「第2級陸上無線技術士」以上の資格を有する無線従事者を確保することが必要な点に留意してください。

Q11 臨時災害放送局の運営をNPO法人やボランティア団体などに委託する場合、地方公共団体等はどうのように放送に関わればよいのでしょうか。放送する内容について委託事業者は、地方公共団体に了解を得る必要がありますか。

臨時災害放送局の運用については、臨時災害放送局の免許を受けた地方公共団体等からNPO法人やボランティア団体に業務を委託することは可能です。また、アナウンサー、設備の調整管理(技術者)等、様々な経験、技能を有する人に業務の一部を委嘱することも可能です。

免許を受けた地方公共団体等には、電波法令や放送法令など関係法令を遵守する義務があります。このため、当該地方公共団体等の総括責任者は、放送の実施状況、放送内容などを把握し、放送局を管理することが必要です。

特に、臨時災害放送局が他の無線局に対して混信を生じさせないことや、聴取者の意見に対して適切に対応すること等に留意してください。

臨時災害放送局の放送内容については、臨時災害放送局の免許を受けた地方公共団体等が責任を持つこととなりますので、委託事業者は当該地方公共団体等と相談をして、放送内容を決めてください。

Q12 放送する内容は、「市区町村からのお知らせ」に限られるのですか。

放送する内容は、「市区町村からのお知らせ」だけに限定されているわけではありません。物資配給情報、給水情報、ライフライン復旧情報、気象情報など災害に直接関連する情報を提供する放送に加えて、音楽など被災した住民の精神的な被害を軽減するのに役立つ放送を行うことも可能です。

ただし、「市区町村からのお知らせ」以外の放送を行う際には、著作権処理など、電波法令や放送法令の遵守にも留意してください。

Q13 「市区町村からのお知らせ」などを放送する時間以外の時間に、既存のFMラジオ放送局やAMラジオ放送局と同じ内容の放送(サイマル放送)をしてもよいのでしょうか。

被災地においては、災害に直接関連する情報だけではなく、精神的な疲労緩和のために、娯楽・教養など災害に直接関連しない情報が必要な場合もあると考えられることから、臨時災害放送局の放送の一部の時間帯で、既存のFMラジオ放送局やAMラジオ放送局と同じ内容の放送(サイマル放送)が行われることをもって、直ちに臨時災害放送局の目的を逸脱ことにはなりません。

具体的な放送内容については、臨時災害放送局が災害の被害を軽減することを目的とする場合にその開設が認められるものであることを踏まえ、免許人である地方公共団体等において、被災地の状況や住民の反応なども十分に勘案し、判断していただくことが必要です。

なお、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送を行う場合、著作権処理など、電波法令や放送法令以外の法令の遵守にも留意してください。

Q14 コマーシャルは放送できますか。

放送することは可能ですが、臨時災害放送局は災害対策放送を行うことが原則であり、コマーシャルはあくまでも例外的なものと考えられます。実施に当たっては、被災地の状況や住民の反応などを十分に勘案し、免許人である地方公共団体等において適切に判断してください。

Q15 臨時災害放送局は、毎日放送しなくてはならないのでしょうか。

毎日、連続して放送する義務はありませんが、被災地の聴取者の利便性を考えて適切な放送とすることが重要です。

Q16 無線従事者はどのような資格と人数を配置する必要がありますか。

臨時災害放送局は、第一級若しくは第二級陸上無線技術士又は第一級総合無線通信士の有資格者(無線従事者)の配置が必要です(人数は、無線従事者の役割が果たせる状態であれば制限はありません。)

免許人となる地方公共団体等に該当する無線従事者がいない場合は、地域の他の放送事業者等の支援を受けて選任することも可能です。

Q17 開設後に、他の放送局や無線局との混信が分かった場合は、どう対応すればよいですか。

開設後に混信が判明したときは、直ちに総合通信局等までご連絡ください。

Q18 臨時災害放送局に中継局を追加開設することは認められますか。

既に開設した臨時災害放送局の親局や中継局だけではカバーできない被災地域があるなど、中継局を追加開設するための必要性が認められる場合には、中継局の開設は可能です。